

利用者の皆様へ

## 千葉県産後ケア事業における閉庁時の対応について

土日祝日及び年末年始は各区母子健康包括支援担当は閉庁となり、登録申請等の受付はできません。  
下記によりご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

### 1 閉庁時の対応について Q & A

Q 1 利用登録をしていないが閉庁期間中に急に利用したくなった場合、どうしたらよいですか。

A 1 利用登録がないと産後ケア事業の利用はできません。事業利用には必ず事前に利用登録が必要です。

※産後ケアの利用の際は利用登録が必要となります。出産予定日の3か月前から申請が可能です。

Q 2 償還払いの制度はありますか？

A 2 償還払いの制度はありません。

Q 3 登録証を紛失してしまい、登録証の提示ができない場合、どうしたらよいでしょうか？

A 3 閉庁期間中は問い合わせ対応ができませんので、お住いの区の各区母子健康包括支援担当（保健福祉センター健康課）の開庁時（祝日を除く、月～金曜日 8時30分～17時）に事前にご相談頂き、再交付の手続きをしてください。

Q 4 土日祝日前・年末に利用登録をした場合、登録証はいつ頃手元に届きますか？

A 4 土日祝日・年末年始中に利用をする予定の方は、利用日数等上限管理票（登録証の裏面）のコピーに、「登録番号」、「利用者氏名」、「自己負担割合」を手書きで書き入れたものをお渡ししております。登録証がお手元に届くまでの間はそちらをご使用ください。

千葉県保健福祉局健康福祉部健康支援課

母子保健班 電話：043-238-9925